(日本工業規格A4)

### 適格機関投資家等特例業務に関する公衆縦覧

2016年8月29日時点

届出者 住所又は所在地 (主たる事業所 Principal

Bussiness Office)

555 California Street, Suite 4925, San Francisco, CA

94104, U.S.A.

(登記上の所在地 Registered

Office)

The Corporation Trust Company, 1209 Orange Street, Wilmington, New Castle

County, Delaware 19801,

U. S. A.

電話番号 +1-415-926-2030

商 号 いのべーしょん ぐさーばる きゃぴたる Innovation Global Capital

又は名称 ぱーヒホーサ いんべ Partners, Inc.

氏 名

でいれくたー きょうごく やすのぶ Director 京極 康信

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

## (注意事項)

- 1 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の 代表者又は管理者(法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員)を届出者と して、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 2 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に( )書きで併せて記載することができる。

適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況

(2016年8月29日現在)

資本金の額又はと資の総額(円)		10,000米ドル			
ホームペー 他に行っている事 資本金の額又は出ジアドレス 業の種類 貸の総額 (円)		該当なし			
ホームペー(ジアドレス		http://innova tionglobal.co m/			
<b>各</b> 所	電話番号	+1-415-926- 2030			
主たる営業所又は事務所	所在地	555 California Street, Suite 4925, San Francisco, CA 94104, U.S.A.			
##	名称	主たる事業 所 (Principal Business Office)			
)種別	運用	0			
業務の種別	私募	0			
代表者	役職	Director			
	(ふりがな) 氏名	****			

# (注意事項)

「業務の種別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。 行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と記載すること。 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額(円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に( )書きで併せて記載することができる。

2 8

適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況  $\circ$ 

(2016年8月29日現在)	公認会計士又 は監査法人の 氏名又は名称		該当なし
(20164	第233条 の3各号 に掲げる 者の有無		<b></b>
	商格機関 投資家以 外の出資 者の有無		有
	適格機関 投資家の 数		П
	適格機関投資 家の種別		金融商品取引 業者等(1)
	業務の種別	届出の種別	63 条
	業務の	私 薬・ 運用の 別	・
	出資対象事業の内容	(内容)	フィーダーファンドである 『Innovation Global Capital I Feeder, LP"はマ スターファンドである 『Innovation Global ベンチャー・Capital I, LP"に出資を私募・ ブランド 行っている。当該マスター運用 ル、靴、化粧品等の製造販 売を行うベンチャー企業の 未公開株に対する投資を 行っている。
	Ħ	(商品分類)	イドンドン・ファンド
	出資対象事業持分の名     事業持分       称     の種別		外 国 か と と と を を を が と を が が が が が が が が が が が
			Innovation Global Capital I Feeder, LP

- භ <del>4</del>
- 本元の場合には、届出時点における見込みを記載すること。 2 「出資対象事業特分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。 契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出第2は拠出を受けた金銭その他の財産を式てて行う事業の内容を具体的に記載すること。 4 「私募・運用の別」の欄には、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「通用、を取けでは、工業・運用の別の間には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)所則第 48条第1項に規定する申執等を通用機関投資。と、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成27年法律第32号)所則第 48条第1項に規定する申執行為に係る業務である場合は「68条」と記載すること。 2 条第1項に規定する日法第二号適格機関投資家場合は「68条」と記載すること。 2 条第1項に規定する日本第一個には、当該出資対象事業持分の別募の相手方となる適格機関投資家の権別し、「全融商品取引法者等」、「全融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法力を適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の名乗の相手方となる適格機関投資家の権別し、「全融機関投資家に関し、「全融機関等」、「全額機関等」、「企業活動、「2000年」の別及びその数について記載すること。 在おり、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。 全融商品取引業者等」、「金融機関等」、「決資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国第1号を開始品取引業者等」、「金額機関等」、「本業所令」という。)第10条第1 項第1号又は第2号に掲げる者をいう。

同項第4号、第5号、第7号から第17号まで、第19号又は第21号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業 の再編及び強化に関する法律施行規則(平成9年大蔵省・農林水産省令第1号)附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特 定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」 定義府令第10条第1項第18号に掲げる者をいう。 「事業法人等」

同項第20号、第23号イ又は第23号の2に掲げる者(第23号イに掲げる者にあっては、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第 228号)第6条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下6において同じ。)に限る。)をいう。

「個人」

(居住者に限る。) をいう。 定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者 外国法人又は外国人等」

同項第3号、第6号、第23号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者(第23号イ及び第24号イ に掲げる者にあっては非居住者(外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。)をいう。

「その他」 定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者(外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。

- 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載
- すること。 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は 第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」
- と記載すること。 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務 に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載 すること。

(2016年8月29日現在)

(ふ り が な) 氏 名 又 は 名 称	役職	政令で定める使用人の種別
京極、康信	Director	

# (注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者(法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。)について記載する必要はない。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する 業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人 その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。
- 4 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

(2016年8月29日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
主たる事業所 (Principal Bussiness Office)	555 California Street, Suite 4925, San Francisco, CA 94104, U.S.A.	+1-415-926-2030
登記上の所在地 (Registered Office)	The Corporation Trust Company, 1209 Orange Street, Wilmington, New Castle County, Delaware 19801, U.S.A.	+1-302-658-7581

## (注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。